

冬のエコライフDAYにご参加ください

「一日環境に良いことをする日」を決めて、チェックシートを基に、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を送るエコライフDAYに参加してみませんか。

- ▶参加方法 環境課または各公民館で配布しているチェックシートに記入してください。1月31日(月)までに同課に持参するか行田環境市民フォーラムの協力により各公民館に設置している回収ボックスに提出してください。
- ▶その他 参加者3人以上の自治会、団体、企業にはチェックシートを郵送しますので、ご連絡ください。
- ▶問い合わせ 同課 ☎556—9530



埼玉県最低賃金が改定されました

令和3年10月1日から埼玉県最低賃金は、時間額956円(引き上げ額28円)となりました。埼玉県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

さらに、12月1日から5業種の特定(産業別)最低賃金の時間額がそれぞれ、非鉄金属製造業は974円、電子部品等製造業は981円、輸送用機械器具製造業は990円、光学機械器具等製造業は990円、自動車小売業は988円となりました。

- ▶問い合わせ 埼玉労働局賃金室 ☎048—600—6205 または 行田労働基準監督署 ☎556—4195

納期のお知らせ(1月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
 国民健康保険税・・・7期
 後期高齢者医療保険料・・・7期
 介護保険料・・・7期

納期限 1月31日(月)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時実施しています。
- ▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

各種相談 (1月15日～2月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急ぎ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	1月25日(火) ※予約は1月4日(火)から 2月10日(木) ※予約は1月17日(月)から	午前9時30分～正午 午後1時30分～4時	地域活動推進課 (内線252)
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	1月17日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	2月13日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター ☎090—2416—9692
不動産	市役所	1月18日(火) (今月のみ第3火曜日)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562—9500
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	2月9日(火)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎564—0104
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554—1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	1月25日(火)、2月1日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

交通遺児の保護者へ 入学準備金を支給します

- ▶対象 次の条件をいずれも満たす場合
 - ①養育している児童・生徒の父もしくは母または両親が交通事故で亡くなっている場合
 - ②本市に住所を有し、かつ引き続き1年以上居住している場合
- ▶支給金額 【小学校へ入学する場合】一人につき3万円
【中学校へ入学する場合】一人につき5万円
【高等学校へ入学する場合】一人につき7万円
- ▶申し込み・問い合わせ 3月31日(木)までに交通対策課交通安全担当(内線284)

交通遺児等援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている18歳以下の方をいいます。

- ▶対象 県内に在住する乳幼児ならびに小・中・高等学校および各種学校などに在学する平成15年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、次の表に掲げる世帯に属する方。

交通遺児等の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

- ▶給付額 遺児1人につき10万円
- ▶給付時期 5月上旬
- ▶申請期限 1月31日(月)まで
- ▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、みずほ信託銀行浦和支店へ持参または郵送してください。【持参・郵送】〒330—0063 さいたま市浦和区高砂2—6—18
- ▶問い合わせ 県防犯・交通安全課 ☎048—830—2955

第2次行田市空家等対策計画(案)に対する 市民意見募集を行います

市では、人口減少社会の到来に伴い、全国的に増加傾向にある管理不全な空き家などに対応するため、平成29年3月に空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づいた「行田市空家等対策計画」を策定しています。この計画は、予防対策、有効活用、管理不全な空き家などの解消を基本方針とし、空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を示すものです。

このたび、計画対象期間(平成29年度～令和3年度)が終了することに伴い、改定計画(案)がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

- ▶意見募集・閲覧期間 1月26日(水)～2月25日(金)※土・日曜日、祝日を除く
- ▶閲覧場所 建築開発課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホームページから閲覧可。
- ▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法により提出してください。
【持参・郵送】〒361—0052 行田市本丸2—20 建築開発課【FAX】553—4544【Eメール】k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
- ▶意見の公表 提出された意見は、個人を特定できないように編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別の回答は行いません。
- ▶その他 電話や口頭での受け付けはしません。詳細は市ホームページをご覧ください。
- ▶問い合わせ 同課建築指導担当 ☎550—1551

▼問い合わせ 環境課 ☎556—9530

さしあげます

▷クリアファイル ▷車型消しゴム ▷ヘッドホン ▷方眼紙
▷湯たんぽ ▷バイク用ヘルメット ▷洋服たんす ▷ダンス
▷子ども用ダイニングチェア ▷色鉛筆 ▷カメラ ▷土鍋 ▷椅子

ゆずってください

▷大人用自転車 ▷ミシン ▷ノートパソコン ▷キャリーカート
▷リクライニングチェア ▷ポータブルDVDプレーヤー
▷子ども乗せ自転車 ▷オープンレンジ ▷乳母車 ▷家庭用耕運機
▷カセットコンロ ▷掃除機 ▷テント ▷女の子用自転車
▷液晶テレビ ▷そろばん ▷電気ストーブ

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)